

第 5 期 板橋区介護保険事業計画

平成24年度～平成26年度



平成24年3月

第5期介護保険事業計画の策定にあたって

平成12年度にスタートした介護保険制度は13年目を迎え、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画期間とする介護保険事業計画は、第5期計画となります。

今回の計画策定にあたり、国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、必要なサービスを一体的に提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、地域の特性や事情に応じてサービス提供体制の実現に向けた取組を推進するという方針を示しています。区でも、これを受けて「地域包括ケアシステムの構築」を重点事項として第5期の取組事項を定めました。

計画の検討に際し、高齢者や介護者の生活実態や介護意識等を把握する「介護保険ニーズ調査」等を実施するとともに、学識経験者や保健医療・福祉関係者、公募区民からなる「板橋区介護保険事業計画委員会」において、第4期事業計画の進捗状況の評価・検証、第5期事業計画に盛り込むべき介護保険事業の課題と今後の方向性につき協議を重ねました。さらに、第5期の3年間の介護サービスの見込量と必要な経費について算定し、公平に負担いただけるように介護保険料を設定しました。

介護保険制度は、高齢者を社会全体で支えあう仕組みです。制度の周知を図るとともに、計画で定めた目標の達成に向けて、事業の適正な運営に努めてまいります。

本格的な高齢社会を迎え、「いたばしNO.1実現プラン2015」の中でも、高齢者の生きがいと健康づくりを主要課題の一つとして位置付け、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを着実に推進してまいります。

区民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成24年3月

板橋区長 坂本 健

目次

I 計画策定にあたって

第1節	計画策定の背景	P 1
第2節	計画の理念	P 2
第3節	法令等の根拠	P 4
第4節	計画の期間	P 4
第5節	計画策定に向けた取組及び体制	P 5

II 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状

第1節	高齢者数の推移	P 6
第2節	要介護（要支援）認定者数の推移	P 7
第3節	日常生活圏域別にみる高齢者・認定者数の現状	P 8

III 介護保険事業の現状

第1節	給付実績の現状	P10
第2節	サービス資源（基盤）の現状	P16
第3節	地域支援事業の現状	P20

IV 第4期事業計画の検証について

第1節	地域ケア体制の推進	P30
第2節	介護予防の推進	P33
第3節	ひとり暮らし高齢者等への支援体制の強化	P37
第4節	認知症高齢者支援の推進	P40
第5節	権利擁護の充実	P44
第6節	介護サービス基盤の適切な整備	P48
第7節	介護保険事業の適正な運営及び普及啓発	P56

V 第5期事業計画期間における取組事項

第1節	地域包括ケアシステムの構築（重点事項）	P62
第2節	認知症高齢者支援の充実（重点事項）	P68
第3節	介護サービス基盤の適切な整備	P71
第4節	権利擁護の充実	P76
第5節	介護保険事業の適正な運営及び普及啓発	P78

VI 介護保険事業計画の概要

第1節	高齢者人口・要介護（要支援）認定者数 及び介護サービス利用者数の推計	P81
第2節	各サービス別利用者数及び利用量の見込	P84
第3節	介護保険財政の実績と見込	P98
第4節	第1号被保険者の保険料の見込	P100

I 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

平成12年4月に発足した介護保険制度は、平成24年4月で13年目を迎えようとしています。この間、高齢者人口は大幅に増加し、板橋区においては65歳以上の高齢者が10万人を超え、区民の5人に1人を占める状況に至っています。

また高齢者の増加にともない、要介護（要支援）認定者も増え、約1万9千人が認定を受け、介護保険の給付額も約260億円に増大しています。

今後も、団塊の世代を中心として高齢化が進み、平成32年度には高齢者数は約13万人、高齢化率も23%を超えることが予想されます。

このような状況の下、ひとり暮らし高齢者等の増加に伴う生活の不安、介護を要する高齢者や介護する家族のニーズの高まり、医療ニーズの高い人や要介護状態の重度化など、個々の介護状況に対応した仕組の整備がますます重要になってきています。

そのため、今後も高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域の特性をふまえた取組を進めていくことが求められています。

国は、平成18年4月に介護保険法の大幅な見直しを行い、新予防給付や地域支援事業の創設といった予防重視型のシステムへの転換、地域密着型サービスや地域包括支援センター（おとしより相談センター）の創設といった新たなサービス体系の確立など、地域包括ケアの確立に向け、様々な介護保険制度の改正を行いました。

これにより、高齢化がピークとなる平成37年（2025年）までに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される体制の整備、いわゆる「地域包括ケアシステム」の確立を目指すこととしました。

さらに、平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、この地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めることを目的としています。

第5期板橋区介護保険事業計画においては、第4期板橋区介護保険事業計画に定められた長期目標の達成を目指すとともに、高齢化が本格化する平成27年（2015年）以降における地域包括ケアシステムの構築を見据えた新たな視点での取組を推進していきます。



第2節 計画の理念

(1) 第5期事業計画の位置付け

第5期事業計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、第3期事業計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

(2) 基本理念

第5期事業計画の基本理念について、第3期・第4期事業計画の理念を継続し計画を推進していきます。

○高齢者の尊厳と幸福追求の保障

介護や支援が必要な人、また介護をする人のだれもが、個性ある人間として尊重され、自由で健康的で安全な生活を営み、幸福を追求する基本的権利が、将来にわたり保障される必要があります。

○利用者の選択によるサービスの適切な提供

介護や支援を必要とする人が、それぞれの心身の状況に応じて、自由な意思と選択に基づき、いつでも、どこでも、保健・医療・福祉にわたり良質なサービスを総合的に、かつ連続的に利用できる体制をつくる必要があります。

○個人の能力を活かし、生きがいある生活の実現

だれもが健康的な生活習慣を実践するとともに、介護や支援が必要になっても、可能な限り自助努力によって、自らの能力を活かし、生きがいやゆとりを持った生活が営めるように、最大限の支援を行う必要があります。

○住み慣れた地域で、安心して生活ができる地域ケアの構築

在宅サービスを中心とした地域ケアの充実を図り、介護や支援が必要になっても、だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるように、相互の助け合いと人間的なふれあいを大事にしながら、地域社会全体で高齢者を支える地域ケアの体制づくりを進める必要があります。

(3) 基本方針

板橋区では、第3期事業計画において、団塊の世代が65歳以上となり、高齢化が一段と進展する平成27年(2015年)までに対応すべき長期目標を定めました。第5期事業計画期間内において目標年度に達することから、この長期目標の達成に向けて計画を進めていきます。

○地域ケアとまちづくりの一体化

介護を受ける本人にも、その家族にとっても、住み慣れた地域でケアを受け続けることが望ましいものです。そのためには、まちづくりの観点から地域のケアを捉えなおし、各地域ごとに介護の資源をバランスよく整備していきます。

○介護予防・健康づくりへの本格的な取組

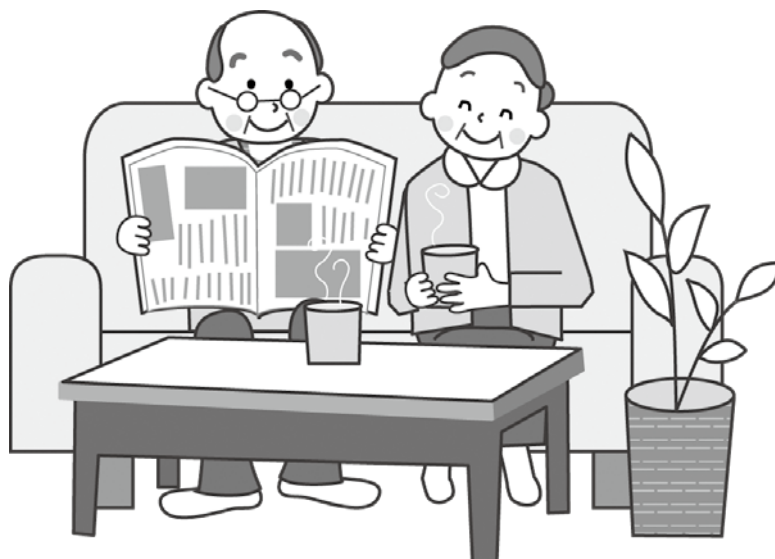
介護を必要とする状況は、本人や家族にとって必ずしも望ましい状況ではないはずです。できないことを「してもらおう」ケアだけでなく、できないことを「増やさない」、自分でできることを「増やしていく」ケアへの転換を図っていきます。

○多様なライフスタイルを支えるネットワークの構築

今後、高齢者のライフスタイルはますます多様化し、公的介護サービスだけでは対応が困難なニーズが次々に発生すると想定されます。板橋区は、行政だけでなくNPOやボランティア等と協働しながら、多様な高齢者のニーズを最大限支援するためのネットワークを形成します。特に、地域の高齢者による同世代間の支えあいを重視します。

○給付の効率化

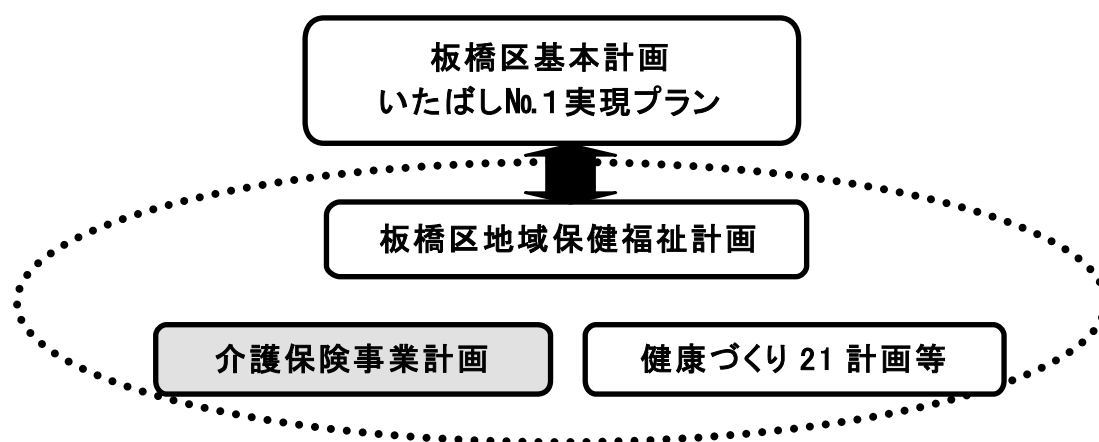
必要な人に必要なサービスを保障しつつ、社会全体の負担をなるべく軽減するには、給付の効率化が欠かせません。板橋区は、給付内容を精査検討し、利用者の健康を維持増進する給付を重視することで、費用対効果を踏まえた効率的な制度運営を図っていきます。



第3節 法令等の根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条において策定が義務づけられており、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込を定めるとともに、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めることとなっています。

また、介護保険事業計画は、「板橋区基本計画・いたばしNo.1実現プラン」、地域保健福祉の総合計画である「板橋区地域保健福祉計画」と整合、連携を図っていきます。



第4節 計画の期間

介護保険事業計画の期間は3年を一期と定められており、3年ごとに計画の見直しを行っています。第5期事業計画の期間は平成24年度から平成26年度となります。

18年度 2006年	19年度 2007年	20年度 2008年	21年度 2009年	22年度 2010年	23年度 2011年	24年度 2012年	25年度 2013年	26年度 2014年
平成27年(2015年)を目標とする長期目標								
第3期事業計画期間								
		見直し	第4期事業計画期間					
					見直し	第5期事業計画期間		

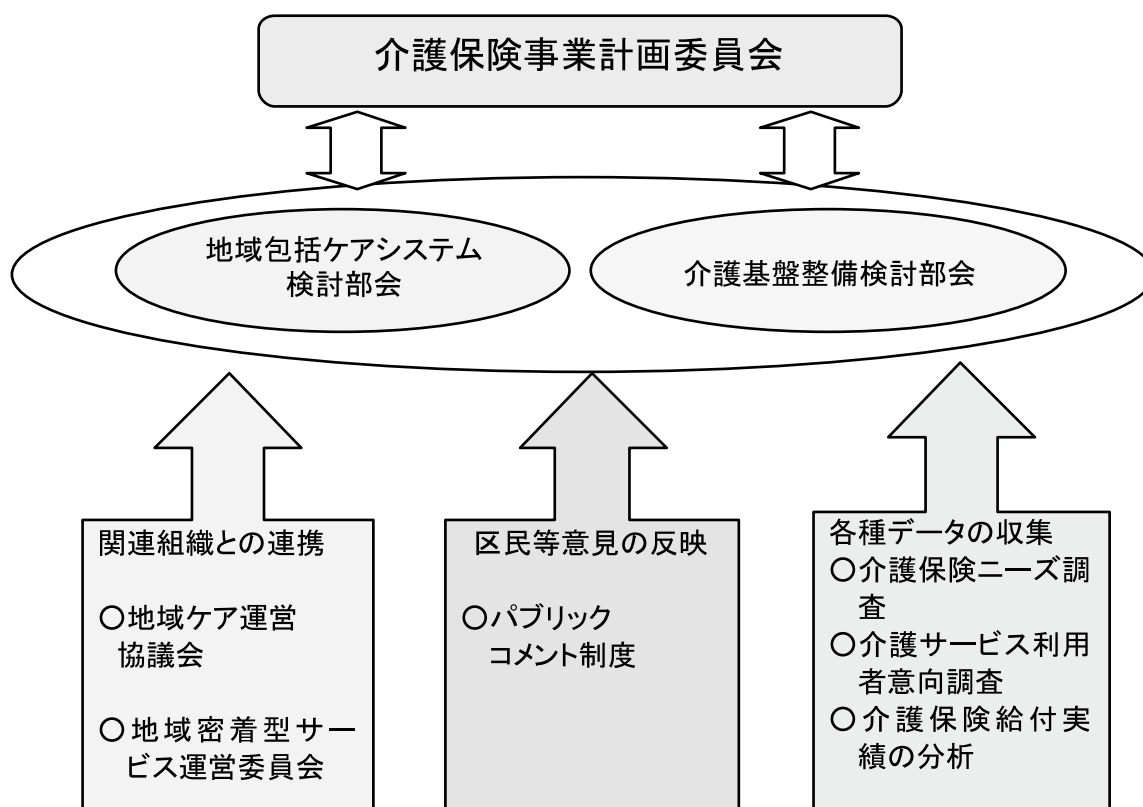
第5節 計画策定・実施に向けた取組及び体制

板橋区では、学識経験者や事業者代表、区民公募委員などで構成される「板橋区介護保険事業計画委員会」を設置し、介護保険の事業運営の検証や、法改正等の動向の把握を継続して行ってきました。

なお、専門的事項を集中的に検討することを目的として、「地域包括ケアシステム検討部会」「介護基盤整備検討部会」の2部会を設け、素案、計画案の検討、作成及び計画委員会への報告を行っています。

また、地域包括支援センター（おとしより相談センター）の運営については「地域ケア運営協議会」を、地域密着型サービスの運営や事業者の指定については「地域密着型サービス運営委員会」をそれぞれ設置し、事業を推進してきました。

この第5期介護保険事業計画は、介護保険事業計画委員会での協議をもとに、関連組織と連携をとりながら作成しました。また、パブリックコメント等で寄せられた区民の意見を反映させながら、事業計画をまとめました。



Ⅱ 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状

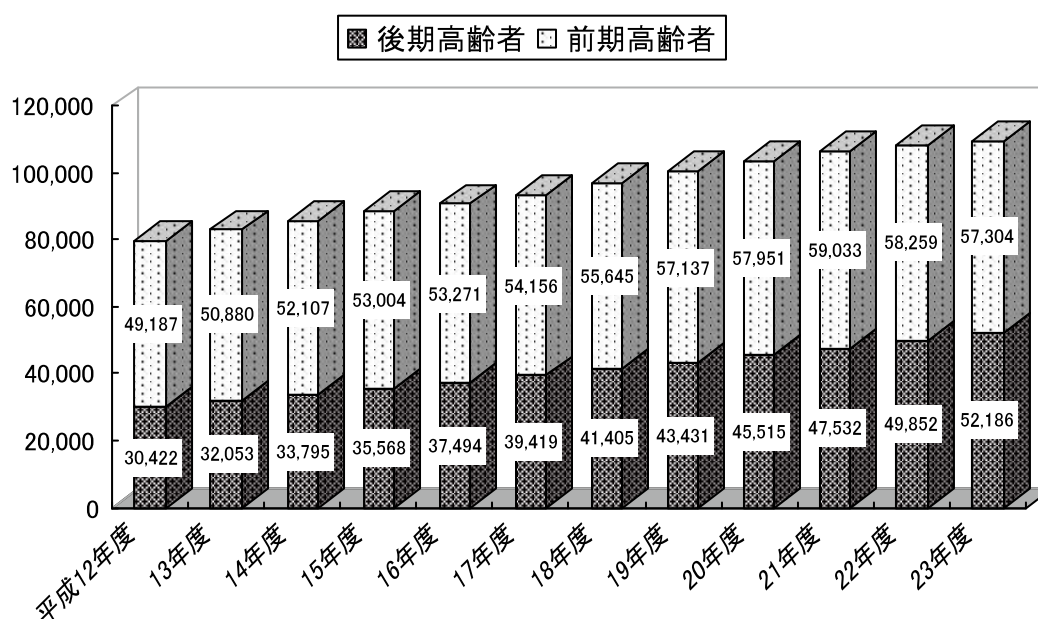
第1節 高齢者数の推移

区の総人口は、平成18年度526,275人から平成23年度535,802人となり、9,527人の増加となっています。このうち高齢者人口（65歳以上）は97,050人から109,490人となり、12,440人増加しています。この為、高齢化率（65歳以上の高齢者数／総人口）は18.4%から20.4%となり、高齢化が一層進んでいます。特に後期高齢者は10,781人増加し、高齢者における割合も42.7%から47.7%となっています。

単位：人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総人口	526,275	529,173	533,576	536,404	536,433	535,802
40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	173,641	174,157	174,977	176,259	178,750	181,745
65歳以上人口 (第1号被保険者)	97,050 (100.0%)	100,568 (100.0%)	103,466 (100.0%)	106,565 (100.0%)	108,111 (100.0%)	109,490 (100.0%)
前期高齢者 (65歳～75歳未満)	55,645 (57.3%)	57,137 (56.8%)	57,951 (56.0%)	59,033 (55.4%)	58,259 (53.9%)	57,304 (52.3%)
後期高齢者 (75歳以上)	41,405 (42.7%)	43,431 (43.2%)	45,515 (44.0%)	47,532 (44.6%)	49,852 (46.1%)	52,186 (47.7%)
高齢化率	18.4%	19.0%	19.4%	19.9%	20.2%	20.4%

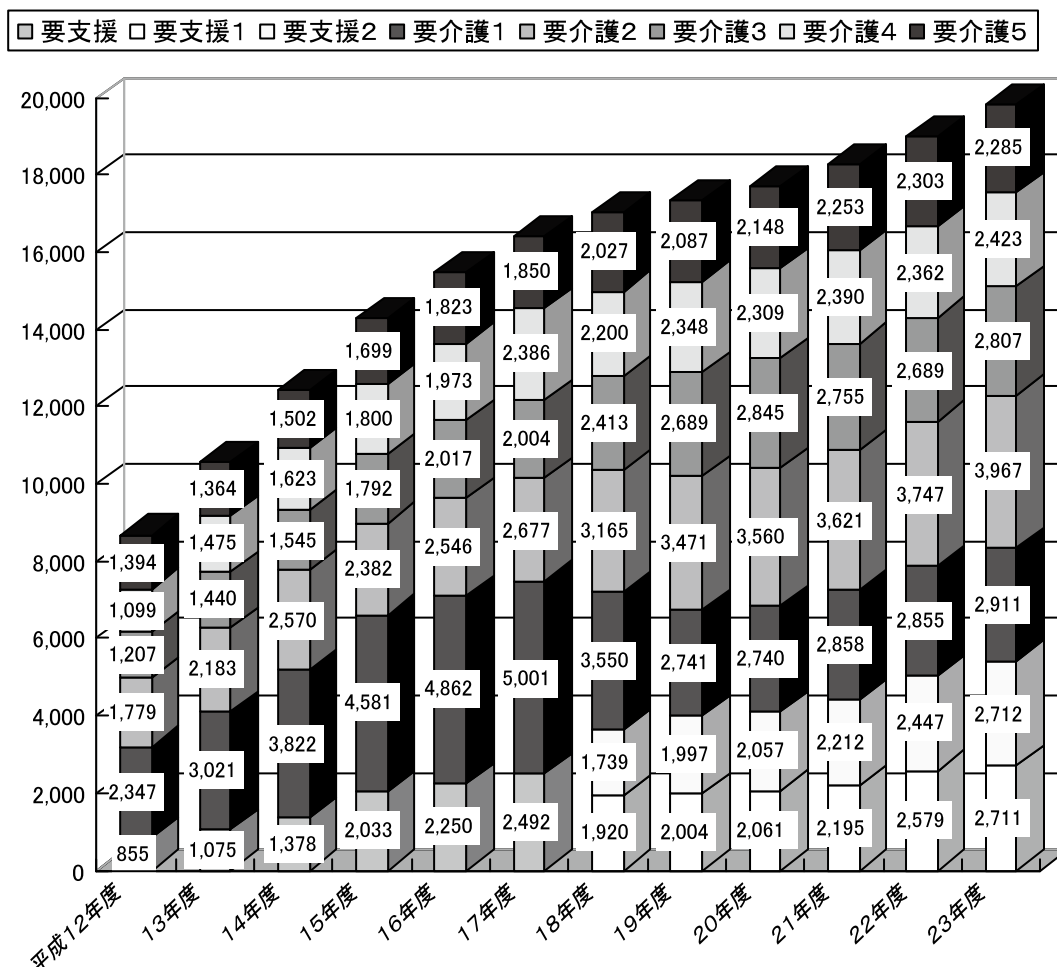
各年度10月1日現在（外国人登録者含む）



第2節 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者は高齢者人口の増加とともに増加しています。

平成12年度の要介護（要支援）認定者は8,681人でしたが、平成23年度には19,816人（11,135人の増 約2.3倍）に増加しています。



※平成18年4月から要支援の区分が変更されています

※各年度末現在（第2号被保険者数を含む）

※平成23年度は12月末現在

要介護（要支援）認定者数の推移

単位：人

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
8,681	10,558	12,440	14,287	15,471	16,410
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
17,014	17,337	17,720	18,284	18,982	19,816

第3節 日常生活圏域別にみる高齢者・認定者数の現状

日常生活圏域別の高齢者数をみると、高島平圏域が9,265人で最も多く、最も少ない四葉圏域の4,906人と4,359人の差があります。また、高島平圏域は前期高齢者が5,523人で最も多く、今後は後期高齢者の大幅な増加が予想されます。

認定者数については坂下・前野・仲町・東板橋圏域で多く、四葉・三園圏域は少ない状況です。認定率については、常盤台圏域が最も高く、次いで東板橋圏域となっています。逆に認定率が低いのは高島平圏域となっています。

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、保険者が定めるエリアをいいます。(P16 参照)

圏域別・年齢別認定者数

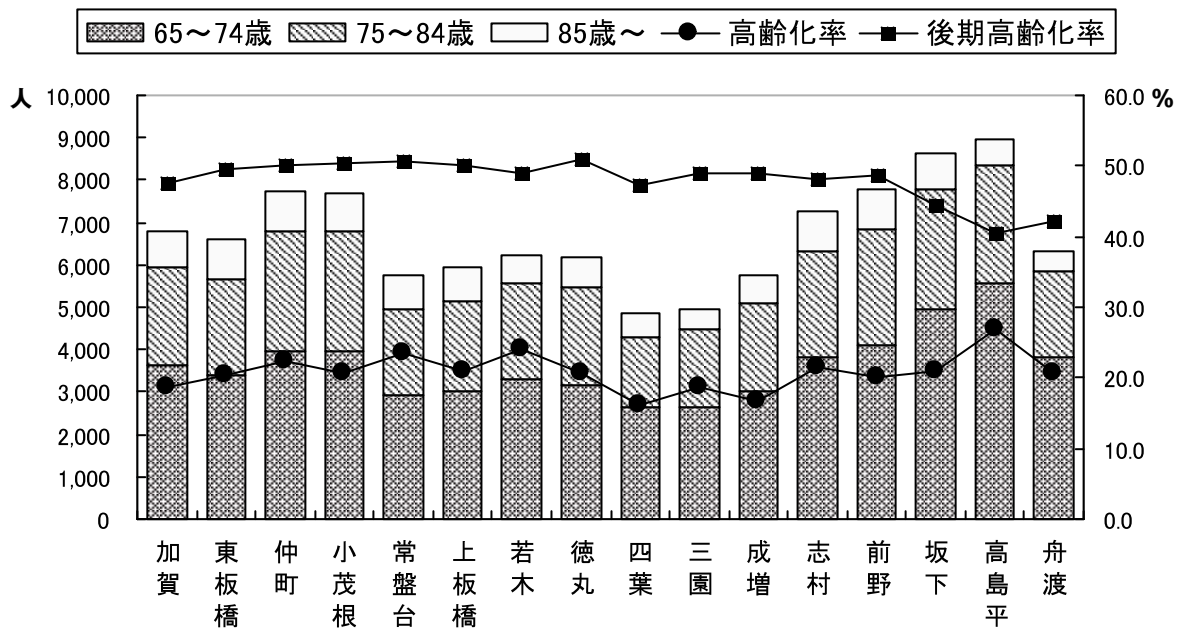
単位：人

	高齢者数（人）			認定者数（人）			認定率（％）			計		
	65～74歳	75～84歳	85歳～	65～74歳	75～84歳	85歳～	65～74歳	75～84歳	85歳～	高齢者	認定者	認定率（％）
加賀	3,649	2,385	915	179	517	557	4.9	21.7	60.9	6,949	1,253	18.0
東板橋	3,358	2,301	998	178	563	619	5.3	24.5	62.0	6,657	1,360	20.4
仲町	3,903	2,901	1,019	209	612	597	5.4	21.1	58.6	7,823	1,418	18.1
小茂根	3,777	2,914	941	197	562	543	5.2	19.3	57.7	7,632	1,302	17.1
常盤台	2,853	2,065	861	179	477	530	6.3	23.1	61.6	5,779	1,186	20.5
上板橋	2,987	2,144	856	136	441	543	4.6	20.6	63.4	5,987	1,120	18.7
若木	3,205	2,391	684	141	511	399	4.4	21.4	58.3	6,280	1,051	16.7
徳丸	3,049	2,422	751	152	501	430	5.0	20.7	57.3	6,222	1,083	17.4
四葉	2,587	1,759	560	120	364	320	4.6	20.7	57.1	4,906	804	16.4
三園	2,565	1,930	539	140	411	303	5.5	21.3	56.2	5,034	854	17.0
成増	2,965	2,155	699	132	437	422	4.5	20.3	60.4	5,819	991	17.0
志村	3,818	2,550	987	182	513	571	4.8	20.1	57.9	7,355	1,266	17.2
前野	4,051	2,810	1,046	215	613	626	5.3	21.8	59.8	7,907	1,454	18.4
坂下	4,895	2,981	943	260	652	574	5.3	21.9	60.9	8,819	1,486	16.8
高島平	5,523	3,036	706	194	512	389	3.5	16.9	55.1	9,265	1,095	11.8
舟渡	3,746	2,193	530	236	507	319	6.3	23.1	60.2	6,469	1,062	16.4
合計	56,931	38,937	13,035	2,850	8,193	7,742	5.0	21.0	59.4	108,903	18,785	17.2

高齢者数は、平成23年10月1日現在（外国人を除く）

認定者数は、平成23年10月1日現在（第2号被保険者・住所地特例・外国人除く）

高齢者数と高齢化率（日常生活圏域別）



※高齢化率は 高齢者数（65歳以上）／人口
 ※後期高齢化率は 後期高齢者数（75歳以上）／高齢者数

認定者数と認定率（日常生活圏域別）

